



田 原 市

新型インフルエンザ等対策

行動計画（案）

令和8年 月

田 原 市

## 内容

はじめに.....	- 1 -
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....	- 2 -
第1章 感染症危機を取り巻く状況.....	- 2 -
第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	- 3 -
第3章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定.....	- 4 -
第1節 政府行動計画及び県行動計画.....	- 4 -
第2節 市行動計画.....	- 4 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的.....	- 5 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 6 -
第3章 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項.....	- 8 -
第4章 対策推進のための役割分担.....	- 10 -
第5章 市行動計画における対策項目と横断的視点.....	- 13 -
第1節 市行動計画の主な対策並びにその基本理念及び目標.....	- 13 -
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点.....	- 17 -
第6章 市行動計画の実行性を確保するための取組等.....	- 19 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組.....	- 21 -
第1章 実施体制.....	- 21 -
第1節 準備期.....	- 21 -
第2節 初動期.....	- 22 -
第3節 対応期.....	- 23 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 25 -
第1節 準備期.....	- 25 -
第2節 初動期.....	- 27 -
第3節 対応期.....	- 29 -
第3章 まん延防止.....	- 30 -
第1節 準備期.....	- 30 -

第2節 初動期.....	- 31 -
第3節 対応期.....	- 32 -
第4章 ワクチン.....	- 33 -
第1節 準備期.....	- 33 -
第2節 初動期.....	- 39 -
第3節 対応期.....	- 42 -
第5章 保健.....	- 46 -
第1節 対応期.....	- 46 -
第6章 物資.....	- 48 -
第1節 準備期.....	- 48 -
第2節 対応期.....	- 49 -
第7章 市民の生活及び市民経済の安定の確保.....	- 50 -
第1節 準備期.....	- 50 -
第2節 初動期.....	- 52 -
第3節 対応期.....	- 53 -
用語集（50音順）.....	- 55 -

## はじめに

令和2年（2020年）1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、新型コロナウイルスの感染が拡大するなかで、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響をもたらされた。この未曾有の感染症危機において、本市は国・県と連携し対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも対応できる体制の構築をめざすものである。

今後は、田原市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、市内における感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康、市民生活や市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える対策を実現していく。

## ○田原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示す計画

### 1 対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- (2) 指定感染症（感染症法第6条第8項）：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- (3) 新感染症（感染症法第6条第9項）：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

### 2 目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

### 3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第1章 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に増大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することや発生そのものを阻止することは困難であり、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

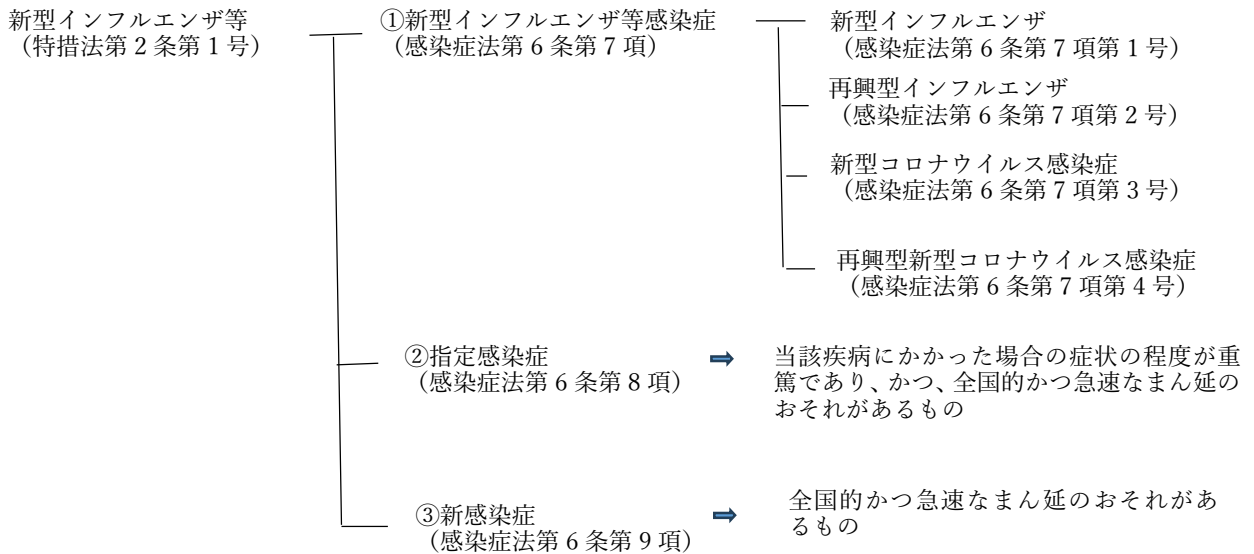
また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められ、ワンヘルス・アプローチの推進による、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあるため、AMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下①から③の感染症である。



## **第3章 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定**

### **第1節 政府行動計画及び県行動計画**

平成25年（2013年）6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものである。

令和6年（2024年）7月、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザ等感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざすため、政府行動計画が抜本的に改定された。

愛知県（以下「県」という。）においても、政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が令和7年（2025年）6月に改定されている。

### **第2節 市行動計画**

本市は、平成24年（2012年）5月の特措法の制定に伴い、平成25年（2013年）3月に「田原市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、新型インフルエンザ等による市民への影響が最小となるように体制整備を図るとともに、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて田原市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を平成27年（2015年）3月に策定した。

今般、政府行動計画及び県行動計画が抜本的に改定されたことに整合を図るとともに、新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、次の感染症危機の際により万全な対応を行うことを目的に市行動計画を改定する。

#### **【計画期間】**

令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本及び本市への侵入も不可避であり、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済全体にも大きな影響を与えかねない。

また、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるため、次の2点を主たる目的として対策を講じていくものとする。

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑え、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、病欠者等の数を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。そのため市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画と同様、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザ等の感染症等以外に新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市は、国道259号と42号の2本の国道に挟まれ、自動車関連企業の従業員も多く、豊橋方面からの人の移動が盛んである。さらに市内は豊鉄バスによる路線バスや、市が運営するコミュニティバスが循環しており、市中心部から豊橋へは豊橋鉄道による渥美線が運行している。また、海上では伊勢湾フェリーや名鉄海上観光船が運航している。国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、短時間で本市に侵入することが十分に予想される。また、県内には国際空港や港（名古屋港、三河港等）が整備されており、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合も、短時間で侵入することが予想されることなどから、平時から新型インフルエンザ等対策の行動が速やかに行えるように準備する必要がある。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、発生した感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案するとともに、国及び県の対策を踏まえ、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者に対し、従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民等一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

### **第3章 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項**

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国、県、指定（地方）公共機関等の行動計画及び業務継続計画に基づき、それぞれ相互に連携協力し新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

また、この場合において、次の点に留意する。

#### **1 平時における備えの整理や拡充**

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要であるため、以下の5点の取組により、平時における備えの充実を進める。

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- ・ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ・ 関係者や市民等への啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
- ・ 医療提供体制、検査体制及びリスクコミュニケーション等の備え
- ・ DXの推進や人材育成等

#### **2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え**

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、以下の5点の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- ・ 可能な限り国又は県が示す科学的根拠に基づいた対策の切替え
- ・ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ・ リスク評価に応じた対策項目ごとの時期区分の切替え
- ・ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

#### **3 基本的人権の尊重**

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に伴い、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、患

者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる可能性があるため、防止すべき課題である。

#### 4 危機管理としての特措法の性格

感染症有事における危機管理のため、特措法は緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう定められている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする市対策本部は、政府対策本部、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、本市の対策において、総合的な調整が必要な場合には、県対策本部長に対して総合調整を要請する。

#### 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### 8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第4章 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等は社会全体に影響を及ぼすものであり、その対策は、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関、個人がそれぞれで役割を担う必要がある。新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割は次のとおりである。

<b>1 国</b>
<p>国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。</p> <p>また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>国は、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を推進する。その際、国民等や事業者等の理解や協力を得て行うために、情報の提供・共有を行う。</p>
<b>2 地方公共団体</b>
<p>地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p><b>【県】</b></p> <p>県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。</p> <p>このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</p> <p>こうした取組においては、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関等で構成される愛知県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が</p>

<p>一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。</p> <p><b>【市】</b></p> <p>住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市と緊密な連携を図る。</p>
<p><b>3 医療機関</b></p>
<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保する。</p> <p>医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。</p>
<p><b>4 指定（地方）公共機関</b></p>
<p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
<p><b>5 登録事業者</b></p>
<p>新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。</p>
<p><b>6 一般の事業者</b></p>
<p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。</p> <p>市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。</p> <p>特に多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める。</p>

## 7 市民

平時から、感染症に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第5章 市行動計画における対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画の主な対策並びにその基本理念及び目標

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを対応時期3期（準備期・初動期・対応期）で示し、分かりやすく取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

#### 【対応時期】

##### 1 準備期

新型インフルエンザ等が発生する前まで

##### 2 初動期

国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められるまでの間

##### 3 対応期

国の基本対処方針が定められてから廃止までの間

#### 【対策項目】

##### 1 実施体制

##### 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

##### 3 まん延防止

##### 4 ワクチン

##### 5 保健

##### 6 物資

##### 7 市民の生活及び市民経済の安定の確保

これら7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。

そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### 1 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会経済活動の

縮小・停滞を招くおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、国全体の危機管理の問題として取り組み、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、県などと情報共有を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

## 3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワク

チン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### 4 ワクチン

ワクチンの接種により、感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、県、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

パンデミックが発生した際には、県、医療機関等の関係機関や、市民の協力を得て、可能な限り速やかにワクチンの接種を行う。ワクチンの接種には、一般に、発症や重症化の予防等の効果がある一方、不可避免的に生ずる予防接種の副反応による健康被害のリスクが存在することの周知を図る。

#### 5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### 6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、感染症対策物資等が、市、医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。平時から新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等の備蓄等を推進し、定期的な備蓄状況等を確認する。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、必要に応じて、感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

#### 7 市民の生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ

等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項及び内容は以下のとおりである。

- 1 人材育成
- 2 国、県及び他市町村との連携
- 3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

### 1 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

人材育成の際には、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じて行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含めた感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施や新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のための訓練等の実施が求められる。

### 2 国、県及び他市町村との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、市の役割は極めて重要である。市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市町村を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は近隣市町村との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

特に、単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの地方公共団体間の広域的な連携による取組や県及び国による支援等を行うことが求められる。

### 3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

国はDX推進の取組として、予防接種事務のデジタル化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことを推進している。今後、国や県が行うDX推進のための取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第5章 市行動計画における対策項目と横断的視点

なお、こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

## 第6章 市行動計画の実行性を確保するための取組等

### 1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時よりもより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

### 2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### 3 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、国や県、医療機関等と連携した訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

### 4 定期的なフォローアップと必要な見直し

国及び県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画及び県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要な検討を行い、市行動計画の見直しを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第6章 市行動計画の実行性を確保するための取組等

は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### < 目的 >

新型インフルエンザ等が国内外で発生する前の平時において、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等を構築し、拡張可能な組織体制の編成及び確認をする。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 1 実践的な訓練の実施

市は県等と連携し、政府行動計画、県行動計画、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### 2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- 市行動計画を作成・変更する。なお、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。なお、作成・変更する際には、県等の業務継続計画との整合性に配慮する。
- 特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- 新型インフルエンザ等の発生時における全部局での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施する。
- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成に努める。

#### 3 関係機関との連携の強化

- 国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- 感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

## 第2節 初動期

### < 目的 >

新型インフルエンザ等の国内外における発生又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じてインフルエンザ等対策会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- 国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて市対策本部を設置することを検討し、県と連携・協力しながら、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- 必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### 2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、対策に要する経費について必要となる予算を迅速に確保し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### < 目的 >

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合には、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

### 1 基本となる実施体制の在り方

府県対策本部及び県対策本部設置後においては、全庁的な対応を強化するとともに、速やかに以下の実施体制をとる。

#### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ア 新型インフルエンザ等のまん延により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- イ 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

#### (2) 必要な財政上の措置

新型インフルエンザ等対策の実施に対して、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要となる財源を迅速に確保し、必要な対策を実施する。

#### (3) 県による総合調整

- ア 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域に係る新型インフルエンザ等対策を行う。
- イ 県が新型インフルエンザ等の発生を予防し又はまん延を防止するため、感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置等を実施するにあたり、必要な総合調整を実施する場合には、当該総合調整に応じる。

### 2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、後述の第3章（「まん延防止」）の記載を参照とする。

(1) まん延防止等重点措置

国・県が必要に応じて、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置の要請または命令を発出したときは、協力し周知する。

(2) 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合は、田原市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに市対策本部を設置する。

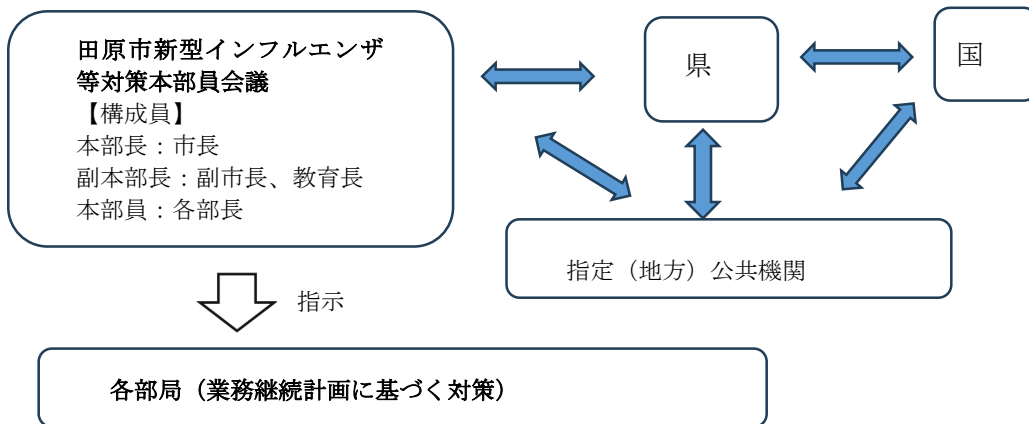
市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

緊急事態宣言によらず、任意で設置した市対策本部は、状況に応じて廃止する。

市の実施体制（緊急事態宣言後）



## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### < 目的 >

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報を共有し、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し推進する必要がある。

#### 1 感染症に関する情報提供・共有

- 市は、平時から国や県、医療機関等と情報を共有し、地域における発生状況及び医療提供体制等の把握に努める。
- 市民等の理解を深めるため、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。
- 情報提供の方法は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮する。
- 保育施設や学校、職場等の感染拡大の起点となりやすい施設や、高齢者施設等の重症化リスクが高いと考えられる施設については、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

#### 2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる可能性があること等について啓発する、

#### 3 偽・誤情報に関する啓発

偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する注意喚起を行う。

また、ワクチン接種や治療薬並びに治療法に関する情報について、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を適切に入手できるよう対処する。

4 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- 感染情報の共有にあたり、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、下表のとおり必要な体制を整備する。
- 市民等からの相談に応じるため、必要に応じてコールセンター等を設置する準備を進める。

(表) 情報提供・共有の形態及び方法

形態	方法
直接的な提供・共有	記者会見、記者発表
	ホームページ
	広報誌
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	公式LINE
間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有
	防災行政無線

(表) リスクコミュニケーションの形態及び方法

形態	方法
ツール等を通じた意見や関心の聴取	ホームページへの意見
	コールセンターへの質問・意見
間接的な意見や関心の聴取	各種団体からの要望や情報提供・共有等

## 第2節 初動期

### < 目的 >

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、準備期にあらかじめ定めた方法等により、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備える。

### 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- 市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づく新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。
- 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。
- 国や県から示される感染症の発生状況等について、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。
- 常に国や県との情報共有を行う。

### 2 双方向のコミュニケーションの実施

- 市民等の感染症危機に対する不安や意見を把握するため、必要に応じて、コールセンター等を設置する。
- コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- 国が作成するQ&Aの作成等があった場合、関係機関に速やかに送付するとともに、適切な情報提供を広く行う。

### 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様、引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を行う。

#### 【主な情報提供・共有の内容】

- ・ 感染症の特性に関する情報
- ・ 感染症発生状況に関する情報

- ・有効な感染防止対策に関する情報
- ・検査に関する情報
- ・医療提供体制、治療法に関する情報
- ・（生活関連物資を含めた）物資の供給状況に関する情報
- ・各種相談窓口（コールセンター等）に関する情報

### 第3節 対応期

#### < 目的 >

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方を共有し、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市民等の関心事項等を踏まえつつ、感染症対策に対する市民等の理解を深め適切な行動につながるよう促す。

また、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等が感染症対策の妨げにもなることについて周知を図り、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正しい情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

#### 1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

初動期同様、引き続き、国・県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報を、迅速かつ一体的に提供・共有を行う。

#### 2 双方向のコミュニケーションの実施

初動期同様、引き続き、コールセンター等に寄せられた質問等から、市民等の関心事項等を整理し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努め、国・県と情報共有を図る

#### 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期同様、引き続き、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を行う。

##### 【主な情報提供・共有の内容】

- ・感染症の特性に関する情報
- ・感染症発生状況に関する情報
- ・有効な感染防止対策に関する情報
- ・検査に関する情報
- ・医療提供体制、治療法に関する情報
- ・(生活関連物資を含めた) 物資の供給状況に関する情報
- ・各種相談窓口（コールセンター等）に関する情報
- ・まん延防止対策に関する情報
- ・ワクチンに関する情報
- ・各種支援策に関する情報

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### < 目的 >

感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、関係機関の協力を得るため、まん延防止対策への理解促進に取り組む。

#### 1 対策の実施に係る参考指標等の検討

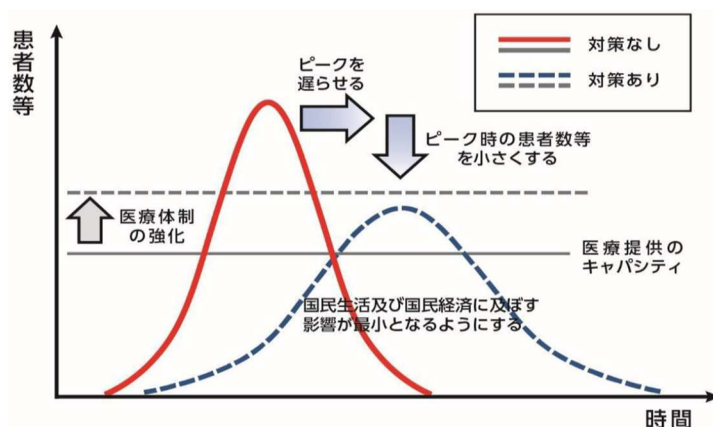
有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国・県が整理した参考とすべき指標やデータ等の内容を可能な限り平時から定期的に収集する。

#### 2 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が開設する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【まん延防止対策の概念図】



## 第2節 初動期

### < 目的 >

感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。

#### 1 市内でのまん延防止対策の準備

##### (1) 基本的な感染予防対策に係る情報提供

引き続き、感染予防のため、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染予防対策の普及・啓発を図る。

##### (2) 学校等に対する要請

学校、保育施設や福祉施設等の設置者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況に注意するよう要請する。

##### (3) 対応準備

国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

## 第3節 対応期

### < 目的 >

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や市民経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や市民経済活動への影響の軽減を図る。

### 1 患者や濃厚接触者への対応

国・県が地域の感染状況に応じて行う、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置に協力する。

### 2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する情報提供等

#### (1) 外出等に係る情報等

県が地域の実情に応じて行う、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛要請や、都道府県間の移動自粛要請についての周知に協力する。

#### (2) 基本的な感染対策に係る情報提供等

市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

### 3 事業者や学校等に対する要請

国・県が必要に応じて行う、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更や学校等の多数の者が利用する施設の使用制限等について協力し周知する。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### < 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、ワクチンの接種体制について、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1 ワクチンの接種に必要な資材

以下の表を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 案内看板等のサイン

※具体的に必要物品は、会場の規模やレイアウトを踏まえて検討する

## 2 ワクチンの供給体制

- 供給体制構築のため、県と供給方法及び役割分担を協議する。
- 実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送方法を検討するほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要性もあることから、市医師会等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 3 事業者登録（特定接種の対象者の登録）

県とともに、国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録実施要領に従い、周知及び登録申請の受付について、協力する。

## 4 接種体制の構築

### (1) 接種体制

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種が実施可能となるよう、準備の段階から、市医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等など接種体制の構築に向けた検討を県と連携して行う。

また、ワクチン接種体制の構築のため、市医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

訓練時に想定する必要がある主な事項

- i 接種対象者数
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、市公共施設等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 接種会場での救急対応手順等の確認
- vii 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- viii 接種に関する住民への周知方法の策定

### (2) 特定接種

#### ア 接種体制の構築

接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、国からの要請をうけて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できる接種体制を構築する。

【特定接種の対象者及び条件】

対象者	条件
登録事業者	「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」に従事する者（登録対象者）
市職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者</li> <li>・ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者</li> </ul>

※特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、政府行動計画やガイドラインに基本的な考え方が定められているが、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定される。

(3) 住民接種

ア 接種体制の構築

平時から以下の（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 国、県等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者等に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
- (イ) 円滑な接種の実施のため、国が整備する集合契約システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 速やかに接種できるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。また、国・県から接種体制の具体的なモデル等を示す等の技術的な支援を受ける。

【住民接種対象者の分類】

対象者	備考
①医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
基礎疾患を有する者	基礎疾患を有するもの 基礎疾患により入院中又は通院中の者※
妊婦	
②小児	1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けら

	れない小児の保護者を含む
③成人・若年者	①②④に該当しない人
④高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

※平成21年（2009年）に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」や令和2年（2020年）に取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、国が発生時に基準を示す。

### イ 接種順位

国は、発生した新型インフルエンザ等による重症化、死亡率を可能な限り抑えつつ、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、学識経験者の意見を聴いた上で、接種順位を政府対策本部において決定する。市は、国の決定事項に基づき、接種の準備を進める。

### ウ 準備期における準備

(ア) 医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計し、住民接種のシミュレーションを行うよう努める。

また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な市民が接種を受けられるよう、関係機関と連携し、これらの市民に対する接種体制の準備を検討する。

### 【接種対象者の試算方法の考え方（政府行動計画ガイドライン参照）】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- (イ) 医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定するよう努める。

なお、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

- (ウ) 接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、市医師会等と委託契約を締結し、委託先が運営することも可能とする。

- (エ) パンデミック時に接種を実施する医療機関と委託契約を結ぶほか、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステムを活用し、パンデミック時に近隣市町村間などが連携し、広域的な接種体制の構築が可能となるよう努める。なお、住民接種における接種対象者の特定や接種勧奨については、日頃からシステムにおける接種対象者等の情報の適切な管理を行う。

## 5 情報提供・共有

県と連携し、国が発信する情報に基づき、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、健康被害の救済等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

## 6 DXの推進

- 市が活用する健康管理システム（健康かるて）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。
- 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。

ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。

- 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### < 目的 >

準備期から計画した接種体制等を活用し、新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

準備期からの取組に基づき、必要なワクチン量を確保する。

### 1 早期の情報収集・共有

国が示すワクチンの供給量、必要な資材、必要な予算措置等、プレパンデミックワクチンの使用の可否、パンデミックワクチンの開発・供給状況、特定接種の実施の要否並びに住民接種の実施の要否、接種の優先順位の考え方及び接種のペースの目安等の情報を、早期に収集・共有する。

### 2 ワクチンの接種に必要な資材

第4章第1節1において、必要と判断し準備した資材について適切に確保する。

### 3 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

なお、接種会場において、ワクチン被接種者に重篤な副反応がみられた際に、速やかな治療や搬送等ができるよう、接種会場の物品や救急用品の保管場所等について、医療従事者や関係機関等との情報共有に努める。

また、大規模接種会場の準備について、県の準備の必要に応じて協力する。

#### (1) 特定接種の接種体制の構築

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### (2) 住民接種の接種体制の構築

接種を速やかに開始できるように、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

#### ア 市の人員体制の確保

(ア) 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。

(イ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上でそれ

ぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

また、関係部局と連携し、介護や障害等調整を要する施設及びその被接種者数の取りまとめ並びに接種に係る市医師会等の調整等を行い、予防接種の円滑な推進を図る。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

#### イ 医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

#### ウ 接種の実施会場の確保

- (ア) 接種が円滑に行われるよう、市医師会等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、文化会館など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- (イ) 国において、大規模接種会場の設置や、企業や大学等における職域接種等が必要と判断された場合には、それらについて必要な準備をする。
- (ウ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

#### エ 臨時の接種会場

- (ア) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。  
なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行うよう努める。
- (イ) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合には、医療法に基づき診療所開設について、適切な手続きを速やかに行う。  
また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- (ウ) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品（血圧計、静脈路確

保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等)が必要であることから、薬剤購入等に関してあらかじめ市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、市医師会等と調整を行い、医療関係者や消防機関と情報を共有し、適切な連携体制を確保する。

なお、アルコール綿、医療廃棄物容器等について準備をするが、事前にその全てを準備・備蓄することが困難である場合で、市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する。

- (エ) 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所について、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示物を掲げること等の必要な措置を講じるとともに、その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について十分に相談する。
- (オ) 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや、予防接種の判断を行うに際し接種の流れが滞ることがないように配慮する。  
また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

## オ 小児接種の実施

小児接種等の実施が必要な場合、必要な実施体制の構築に努める。

## 第3節 対応期

### < 目的 >

確保したワクチンを円滑に流通させ、迅速に接種できるようにする。また、ワクチン接種後の副反応を疑う症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 1 ワクチンや必要な資材の供給

- ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府ガイドライン第3章3を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- 供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

### 2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種行う。

#### (1) 特定接種

##### ア 市職員に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを国が決定した場合において、国、県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (2) 住民接種

##### ア 具体的な予防接種体制の構築

- (ア) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を県と連携して進める。
- (イ) 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

- (ウ) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (エ) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- (オ) 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- (カ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- (キ) 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### (3) 接種に関する情報提供・共有

- ア 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- イ 接種対象者は、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応できるように準備を進める。
- ウ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報誌等、紙での周知を実施する。

### (4) 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### (5) 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

### 3 情報提供・共有

- 自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民へ周知・共有を行う。
- パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### (1) 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### (2) 住民接種に係る対応

- ア 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ウ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
  - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

### 4 健康被害に対する速やかな対応

- 防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、調査委員会において予防接種と健康被害との因果関係について調査を行い、その結果に基づき県に進達する。厚生労働大臣に給付が認定された場合には、被接種者に適切に給付を行う。
- 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とす

る。

- 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ワクチン接種後、かかりつけ医など身近な医療機関では対応が困難な副反応を疑う症状を示した市民への対応として、県が開設する副反応相談窓口を市民に周知する。

## 第5章 保健

### 第1節 対応期

#### < 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時に、県等が定める予防計画並びに保健所や衛生研究所等が定める健康危機対処計画や準備期に整理した、地方公共団体、医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 1 有事体制への移行

国・県の状況、市内の発生状況に応じて、すみやかに有事体制へ移行する。

市民の新型インフルエンザ等の発生状況等に対する理解の増進を図るために、必要な情報を県と共有する。情報については、市民に対して注意喚起等ができるよう、感染者数の推移、感染が拡大している地域、年代別の感染者数及び割合等を把握しやすいよう工夫する。

#### 2 主な対応業務の実施

##### (1) 相談対応

感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診を促す。

症例定義に該当する有症状者は、まず県相談センターに電話により問い合わせること等を、広報等を活用し、住民等に広く周知する。

##### (2) 健康観察及び生活支援

ア 新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対して、県が当該患者等やその濃厚接触者に対して実施する健康観察に協力する。

イ 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

ウ 県が感染症サーベイランスシステムにより把握・管理している情報のうち、当該者に係る氏名、住所、年代、重症度、確定診断日、連絡先など必要な個人情報を県から受けるにあたり、必要な目的にのみ個人情報を共有する観点から、県と覚書を締結するよう努める。

**(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション**

- ア 感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- イ 高齢者、妊産婦、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報発信に当たって、配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### < 目的 >

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1 感染症対策物資等の備蓄等

- 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。  
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 市の消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。
- 国・県が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、个人防护服及び感染症対策物資を備蓄する。

## 第2節 対応期

### < 目的 >

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

#### 1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄、配置状況を随時確認する。

#### 2 備蓄物資等の配布

市民、医療機関、社会福祉施設等において個人防護具等が不足するおそれがある場合は、必要に応じて、市が備蓄する物資の供出を行う。

#### 3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 市民の生活及び市民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### < 目的 >

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び市民の市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

#### 1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 3 物資及び資材の備蓄

- 市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な物資を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- 事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

#### 4 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を検討する。

## 5 火葬体制の構築

県の火葬体制を踏まえ、市域における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。  
その際には、戸籍事務担当部局等との調整を行うものとする。

## 第2節 初動期

### < 目的 >

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民経済活動の安定を確保する。

#### 1 事業継続に向けた準備等の勧奨

- 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。
- 国及び県と連携し、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

#### 2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

国及び県と連携して、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛けるとともに事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみを乗じさせないよう要請する。

#### 3 遺体の火葬・安置

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### < 目的 >

国及び県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に努める。

### 1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### (2) 生活支援を要する者への支援

県を通じて、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、市は必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民の生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

エ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭

和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

#### (5) 火葬体制の確保

ア 県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。また、県及び近隣市等との情報の共有を図るものとする。

イ 県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

### 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### (1) 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### (2) 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

#### (3) 市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

## 用語集（50音順）

用語	内容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する県と県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖とともに急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス感染症対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝搬する能力とその程度
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第9条に基づき指定（地方）公共機関が作成する、新型インフルエンザ等対策に関する計画。

用 語	内 容
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

用 語	内 容
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 政府行動計画、県行動計画、市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国や地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

用語	内容
連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として県が設置する組織。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
病原性	病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する県が講ずる措置。 例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

用 語	内 容
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
ワンヘルス	人間と動物の健康と環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。





田原市新型インフルエンザ等対策行動計画  
令和 年 月

---

田原市役所 こども健康部 健康課  
〒441-3492 田原市田原町南番場30-1  
TEL 0531-23-3515  
FAX 0531-23-3810  
URL <https://www.city.tahara.aichi.jp>  
E-mail [kenko@city.tahara.aichi.jp](mailto:kenko@city.tahara.aichi.jp)